平成２１年（再ロ）第１号
徳島県三好市池田町州津中津1825番地２
再生債務者　川原三七子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月18日　徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（再イ）第４５号
鹿児島市上荒田町12―18　アンナプルナ―Ⅰ―404号室
再生債務者　内田　信重
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月16日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再イ）第２６号
福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下884番地５
再生債務者　諏江　俊之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月18日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

平成２１年（再イ）第８５号
愛知県豊田市高原町１丁目１番地17　サンシティ上豊田駅南1004号
再生債務者　田口　　強
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２１年（再イ）第７５号
岡山市北区辰巳20番地111　サンシティ辰巳103号
再生債務者　上田　順一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月18日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第３５号
愛媛県松山市森松町448番地34
再生債務者　井手　　靖
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月18日　松山地方裁判所

平成２１年（再イ）第４４号
宮崎県延岡市塩浜町３丁目1760番地８
再生債務者　山田　由紀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月17日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（再イ）第４９号
北海道北斗市常盤３丁目６番25号
再生債務者　佐々木　勝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月18日　函館地方裁判所

平成２１年（再イ）第９９号
愛知県岡崎市中島町字カラムシ１番地１　ネオシティ岡崎南902
再生債務者　高木裕美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２１年（再イ）第１４２号
大阪府泉大津市東豊中町１丁目15番７―205号
再生債務者　岡　　浩美（旧姓坪内）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月18日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再イ）第６９号
兵庫県明石市北王子町９―６―201
再生債務者　松浦　　剛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月18日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２１年（再イ）第６２号
熊本県上益城郡御船町大字水越3828番地
再生債務者　上田　幸一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月18日
熊本地方裁判所民事第１部

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年１月７日
独立行政法人国立美術館分任契約担当役
国立新美術館長　林田　英樹

１　調達内容
⑴　調達件名　国立新美術館管理運営業務（以下、「本件業務」という。）
⑵　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑶　契約期間　平成22年４月１日から平成25年３月31日まで
⑷　履行場所　東京都港区六本木７―22―２　国立新美術館
⑸　入札方法　落札者の決定は、総合評価方式をもって行うので、競争入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）は、参加資格を満たしていることを証明する書類（以下、「入札参加表明書等」という。）、入札金額を記載した書類（以下、「入札書」という。）、総合評価のための本件業務の具体的方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下、「提案書」という。）を提出することとする。また、入札参加者は本件業務に必要な一切の経費について、入札書に記載の上、提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加者資格
⑴　独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成21・22年度の関東甲信越地域の「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
⑶　入札参加者は、単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合の扱いは、以下のとおりとする。
ア　入札書類提出時までに共同事業体を結成し代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。なお、代表企業は本件業務に関する美術館との間で行われる報告、調査、指示等の一切の業務について、構成員を代表し又は代理して、その責任において行うものとする。
イ　代表企業がやむを得ない事由により本業務の遂行が不可能になった場合に備えて、共同事業体の構成員の中に、万一の場合の代表企業の役割を代行する者を含むものとする。